

分類1 名称	分類2 名称	分類3 事業所の名称	様式上の表記 事業所の名称及び所在地	様式名 石油製品販売業開始届出書	関係条文1 石油業法第13条前段	関係条文2	関係条文3	関係条文4	根拠1 施行規則 第十四条 法第十三条の経済産業省令で定める事項は、次のとおりとする。 一 氏名または名称および法人にあつては、その代表者の氏名 二 主たる事務所名称および所在地 三 事業所の名称および所在地 四 販売しようとする石油製品の種類 五 元売者名および主たる仕入先 六 主たる販売施設の概要 七 事業開始予定時期 2 法第十三条 前段の規定による届出は、販売の事業を行なう事業所ごとに、様式第十二による届出書二通を、その事業所の所在地を管轄する経済産業局長を経由して、経済産業大臣に提出しなければならない。	根拠2	根拠3	根拠4
			製造をした事業所の名称	製造実績届出書	化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律第29条第1項				第四条 2 前項の許可を受けようとする者は、経済産業省令で定めるところにより、次の事項を記載した申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名 二 製造をしようとする事業所の所在地 三 製造をしようとする特定物質 四 製造の方法及びこれに用いる器具、機械又は装置 五 その他経済産業省令で定める事項	施行規則第22条第3項に様式第21を使用する旨記載		
		事務所名称	主たる事務所の名称および所在地	武器製造事業廃止届出書	武器等製造法第13条、武器等製造法第20条(第13条準用)				施行規則第14条に様式第13を使用する旨記載			
		鉱業権者名称	鉱業権者氏名または名称	鉱業代理人選任届	鉱業法施行規則第31条第2項				第五条 この法律において「鉱業権」とは、登録を受けた一定の土地の区域(以下「鉱区」という。)において、登録を受けた鉱物及びこれと同種の鉱床中に存する他の鉱物を掘採し、及び取得する権利をいう。	第十七条 日本国民又は日本国法人でなければ、鉱業権者となることができない。	第二十一条 2 前項の規定による出願をしようとする者は、経済産業省令で定める手続に従い、引受時刻証明の取扱とした第一種郵便物により、左に掲げる事項を記載した願書に区域図を添えて、経済産業局長に提出しなければならない。 一 出願の区域の所在地 二 出願の区域の面積 三 目的とする鉱物の名称 四 氏名又は名称及び住所	
		名称	名称	予約前受金銭高等報告書	割賦販売法施行規則第24条第2項				第十二条 前条の許可を受けようとする者は、次の事項を記載した申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。 一 名称 二 本店その他の営業所及び代理店の名称及び所在地 三 資本又は出資の額及び役員の名 四 前払式割賦販売の方法により販売しようとする指定商品の種類	施行規則第24条にて様式第11を使用の旨記載		
			名称(事業所の名称含む。)	第一種貯蔵所完成検査申請書	高圧ガス保安法第20条第1項ただし書				施行規則第31条に様式第14による申請をする旨記載	第十六条 容積三百立方メートル以上の高圧ガスを貯蔵する貯蔵所(第一種貯蔵所)という。		
			氏名(名称及び代表者の氏名)	保安技術者選任(解任)届出書	石油パイプライン事業法第28条第2項前段、石油パイプライン事業法第28条第2項後段				省令 第四条 法第二十八条第一項の規定による保安技術者の選任は、次の各号に掲げる事業場ごとに行なうものとする。 一 石油ターミナル(導管の経路において導管内の圧力を増加させるための送油用圧送機およびその附属設備のみが設置されている石油ターミナルを除く。) 二 前号に掲げるもののほか、石油パイプラインの系統を管理する事業場	省令 第五条 法第二十八条第二項の規定による届出をしようとする者は、様式第四の保安技術者選任(解任)届出書を主務大臣に提出しなければならない。		

分類1	分類2	分類3	様式上の表記	様式名	関係条文1	関係条文2	関係条文3	関係条文4	根拠1	根拠2	根拠3	根拠4
			氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	第1種特定化学物質製造設備の構造等変更許可申請書	化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第10条第1項				第六条 2 前項の許可を受けようとする者は、次の事項を記載した申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名 二 事業所の所在地 三 第一種特定化学物質の名称 四 製造設備の構造及び能力	施行規則第3条に様式第2を使用する旨記載		
			代理人・氏名又は名称及び代表者の氏名	株式(持分)の取得 金銭の貸付け 社債の取得報告書	対内直接投資等に関する命令 外国為替及び外国貿易法 第7条				施行規則第7条第1号 当該届出に係る株式、持分若しくは社債の取得又は金銭の貸付けの行為をしたときは別紙様式第19			
			届出者・氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	石油精製業(石油輸入業)石油製品販売業)廃止届出書	石油業法第14条				施行規則第15条に様式第14使用する旨記載	施行規則 第十一条 法第十二条第一項の経済産業省令で定める事項は、次のとおりとする。 一 氏名または名称および法人にあっては、その代表者の氏名 二 主たる事務所の名称および所在地 三 輸入基地の名称および所在地 四 石油の品種別の輸入計画および販売計画 五 石油輸入設備の明細 六 石油貯蔵設備の明細 七 事業開始予定時期		
			報告者・氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名及び住所	工業用水道事業報告書	工業用水道事業法第23条第1項				第四条 前条第一項の規定による届出をし、又は同条第二項の許可を受けようとする者は、次の事項を記載した届出書又は申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名及び住所 二 給水区域 三 給水能力 四 水源の種別及び取水地点	施行規則第14条第1項にて様式第21による報告書を提出することが記載		
			第一種(第二種)大規模小売店舗の名称	第一種(第二種)大規模小売店舗の名称及び所在地	届出事項変更届出書	大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律第3条第4項						
			工場	特定工場	特定工場における公害防止組織の整備に関する法律第4条第3項(第3条第3項前段準用)	特定工場における公害防止組織の整備に関する法律第4条第3項(第3条第3項後段準用)	特定工場における公害防止組織の整備に関する法律第6条第2項(第3条第3項前段準用)	特定工場における公害防止組織の整備に関する法律第6条第2項(第3条第3項後段準用)	第四条 特定事業者は、主務省令で定めるところにより、特定工場において次に掲げる業務を管理する者(以下「公害防止管理者」という。)を選任しなければならない。	第六条 特定事業者は、主務省令で定めるところにより、公害防止統括者、公害防止管理者又は公害防止主任管理者が旅行、疾病その他の事故によつてその職務を行なうことができない場合にその職務を行なう者(以下「代理者」という。)を選任しなければならない。	施行規則第7条に様式第2による届出書によって行うこと記載	
			被承継人の名称	被承継人の氏名または名称および住所	事業承継届出書	工業用水道事業法第8条第2項			第四条 前条第一項の規定による届出をし、又は同条第二項の許可を受けようとする者は、次の事項を記載した届出書又は申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名及び住所 二 給水区域 三 給水能力 四 水源の種別及び取水地点	施行規則 第六条 法第八条第二項の規定による届出をしようとする者は、様式第十一による届出書を経済産業大臣に提出しなければならない。		
			被承継人の氏名又は名称及び法人にあっては、その代表者の氏名	許可製造者(許可使用者)地位承継届出書	化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律第20条第2項				第二十条 2 前項の規定により許可製造者又は許可使用者の地位を承継した者は、遅滞なくその事実を証する書面を添えて、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。	施行規則第12条に様式第10を使用する旨記載		

分類1	分類2	分類3	様式上の表記	様式名	関係条文1	関係条文2	関係条文3	関係条文4	根拠1	根拠2	根拠3	根拠4	
		指定分析機関の名称	様式上の表記 分析を行う品質管理責任者又は指定分析機関の名称	揮発油輸入届出書	揮発油等の品質の確保等に関する法律第17条の4第4項				施行規則 第十八条 3 法第十七条の四第四項の経済産業省令で定める事項は、次の各号に掲げる用途に応じ、次のとおりとする。 一 第一項第一号に規定する用途 次に掲げる事項 イ 氏名又は名称 ロ 分析を行った品質管理責任者又は指定分析機関の名称 ハ 法第十七条の四第一項の確認の結果 ニ 輸入数量 ホ 輸入価格 ヘ 積出港 ト 輸入地 チ 輸入年月日 二 第一項第二号に規定する用途 次に掲げる事項 イ 氏名又は名称 ロ 精製又は加工する場所 ハ 精製又は加工する方法 ニ 輸入数量 ホ 輸入価格 ヘ 積出港 ト 輸入地 チ 輸入年月日 三 第一項第三号に規定する用途 次に掲げる事項 イ 氏名又は名称 ロ 用途				
		事業場名称	ガス主任技術者を選任又は解任した事業場の名称及び所在地	ガス主任技術者選任又は解任届出書	ガス事業法第31条第2項前段 ガス事業法第31条第2項後段				施行規則 第三十五条 法第三十一条第二項の規定による届出をしようとする者は、様式第二十七のガス主任技術者選任又は解任届出書を提出しなければならない。この場合において、その者が第三十三条 様式第二十七の表第二号に掲げる者であるときは、ガス主任技術者の解任に係る場合を除き、前条第一項の経験を有することを確認する書類を添付しなければならない。				
		商工組合 商工組合連合会 名称	協業組合 商工組合 商工組合連合会の名称	解散届出書	中小企業団体の組織に関する法律第5条の2第4項(組合法 第62条第2項準用)	中小企業団体の組織に関する法律第47条第3項(組合法 第62条第2項準用)			第八条 組合は、その名称中に、次の文字を用いなければならない。 一 商工組合にあつては、商工組合 二 商工組合連合会にあつては、商工組合連合会	第六条 商工組合及び商工組合連合会(以下この章において「組合」という。)は、法人とする。 2 組合の住所は、その主たる事務所の所在地にあるものとする。	第五条の三 協業組合は、法人とする。 2 協業組合の住所は、その主たる事務所の所在地にあるものとする。 第五条の四 協業組合は、その名称中に協業組合という文字を用いなければならない。	施行規則第3条に、様式第4を使用する旨記載	

分類1	分類2	分類3	様式上の表記	様式名	関係条文1	関係条文2	関係条文3	関係条文4	根拠1	根拠2	根拠3	根拠4
		輸出 輸入組合名称	輸出 輸入組合名称	(組合解散の届出)	輸出入取引法第19条第1項 (組合法 第62条第2項準用)				第八条 輸出組合は、法人とする。	第十条 輸出組合は、その名称中に輸出組合という文字を用いなければならない。	第十四条 発起人は、創立総会の終了後遅滞なく定款並びに事業計画、役員の名及び住所その他必要な事項を記載した書面を提出して、経済産業大臣に、設立の認可を申請しなければならない。	施行規則 第七条 法第十四条第一項(法第十九条の六において準用する場合を含む。)の規定により設立の認可を受けようとする者は、様式第七による申請書に、次に掲げる書類を添え、経済産業大臣に提出しなければならない。
		承継後の名称	承継後の名称	第一種貯蔵所承継届書	高圧ガス保安法第17条第2項				施行規則第24条に様式第8による届出をする旨記載	第十六条 容積三百立方メートル以上の高圧ガスを貯蔵する貯蔵所(第一種貯蔵所)という)		
		所有者又は占有者の名称	承継された貯蔵所の所有者又は占有者の名称	第一種貯蔵所承継届書	高圧ガス保安法第17条第2項				施行規則第24条に様式第8による届出をする旨記載	第十六条 容積三百立方メートル以上の高圧ガスを貯蔵する貯蔵所(第一種貯蔵所)という)		
		組合員名称	新加入組合員(会員)・氏名又は名称	組合員(会員)異動報告書	中小企業団体の組織に関する法律施行規則第27条				第八条 組合は、その名称中に、次の文字を用いなければならない。 一 商工組合にあつては、商工組合 二 商工組合連合会にあつては、商工組合連合会	第六条 商工組合及び商工組合連合会(以下この章において「組合」という)は、法人とする。 2 組合の住所は、その主たる事務所の所在地にあるものとする。	第五条の三 協業組合は、法人とする。 2 協業組合の住所は、その主たる事務所の所在地にあるものとする。	施行規則第27条に、様式第26を使用する旨記載
		輸入基地の名称	輸入基地の名称及び所在地	石油輸入業開始届出書	石油業法第12条第1項前段				施行規則 第十一条 法第十二条第一項の経済産業省令で定める事項は、次のとおりとする。 一 氏名または名称および法人にあつては、その代表者の氏名 二 主たる事務所の名称および所在地 三 輸入基地の名称および所在地 四 石油の品種別の輸入計画および販売計画 五 石油輸入設備の明細 六 石油貯蔵設備の明細 七 事業開始予定時期 2 法第十二条第一項 前段の規定による届出は、様式第八による届出書を提出してしなければならない。 3 法第十二条第一項 後段の規定による届出は、様式第九による届出書を提出してなければならない。	施行規則 第十二条 法第十二条第二項 前段の規定による届出は、石油供給計画の告示の日以後一月以内(石油の輸入の事業を始めた者の当該年度の届出にあつては、その事業開始の日以後一月以内)に、様式第十の届出書を提出してしなければならない。 2 法第十二条第二項 後段の規定による届出は、変更後遅滞なく、様式第十一の届出書を提出してしなければならない。		

分類1	分類2	分類3	様式上の表記	様式名	関係条文1	関係条文2	関係条文3	関係条文4	根拠1	根拠2	根拠3	根拠4	
		準用事業開始(廃止)届出情報-名称	準用事業開始(廃止)届出情報-名称	準用事業開始(廃止)届出書	ガス事業法第39条の14第2項(破手法 第48条第2項準用)				第四十一条 液化石油ガス器具等の製造又は輸入の事業を行う者は、経済産業省令で定める液化石油ガス器具等の区分に従い、次の事項を経済産業大臣に届け出ることができる。 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名 二 経済産業省令で定める液化石油ガス器具等の型式の区分 三 当該液化石油ガス器具等を製造する工場又は事業場の名称及び所在地(液化石油ガス器具等の輸入の事業を行う者にあつては、当該液化石油ガス器具等の製造事業者の氏名又は名称及び住所)				
		処分の相手方名称	処分の相手方-氏名又は名称	株式持分の処分報告書	対内直接投資等に関する命令 外国為替及び外国貿易法 第7条				施行規則第7条第2号 当該届出に係る株式又は持分の取得をした後における当該株式又は持分の全部又は一部の処分の行為をしたときは別紙様式第20				
名		深海底鉱業者名	深海底鉱業者名	保安統括者職務範囲変更届	深海底鉱山保安規則 鉱山保安法 第26条第2項								
		鉱業権者名	(鉱業権者名)	捨石 鉱さい 沈殿物集積場等再集積等届	鉱山保安規則 鉱山保安法 第88条第2項				第二条 この法律において「鉱業権者」とは、鉱業権者及び租鉱権者をいう。				
		元売者名及び主たる仕入先	元売者名及び主たる仕入先	石油製品販売開始届出書	石油業法第13条前段				施行規則 第十四条 法第十三条の経済産業省令で定める事項は、次のとおりとする。 一 氏名または名称および法人にあつては、その代表者の氏名 二 主たる事務所の名称および所在地 三 事業所の名称および所在地 四 販売しようとする石油製品の種類 五 元売者名および主たる仕入先 六 主たる販売施設の概要 七 事業開始予定時期 2 法第十三条 前段の規定による届出は、販売の事業を行なう事業所ごとに、様式第十二による届出書二通を、その事業所の所在地を管轄する経済産業局長を経由して、経済産業大臣に提出しなければならない。				
		事業所名及びその所在地	事業所名及びその所在地	第1種特定化学物質製造設備の構造等変更許可申請書	化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第10条 第1項				第六条 2 前項の許可を受けようとする者は、次の事項を記載した申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名 二 事業所の所在地 三 第一種特定化学物質の名称 四 製造設備の構造及び能力	施行規則第3条に様式第2を使用する旨記載			
		廃止に係る事業所名及びその所在地	廃止に係る事業所名及びその所在地	第1種特定化学物質許可製造事業廃止届出書	化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第20条 第1項				第六条 2 前項の許可を受けようとする者は、次の事項を記載した申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名 二 事業所の所在地 三 第一種特定化学物質の名称 四 製造設備の構造及び能力	施行規則第8条に様式第8を使用する旨記載			

